

# 資 料 編

## 資料編目次

(人権の重要課題についての経緯) . . . . . 27

- (1) 同和問題
- (2) 女性の人権
- (3) 子どもの人権
- (4) 高齢者の人権
- (5) 障がい者の人権
- (6) 外国人の人権
- (7) 水俣病をめぐる人権
- (8) ハンセン病回復者及びその家族の人権
- (9) 感染症・難病等をめぐる人権
  - (ア) 感染症をめぐる人権
  - (イ) 難病等をめぐる人権
- (10) 犯罪被害者等の人権
- (11) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害
- (12) 災害と人権
- (13) インターネットによる人権侵害
- (14) 様々な人権課題
  - (ア) ハラスメント
  - (イ) 性的志向・性自認に関する人権
  - (ウ) アイヌの人々の人権
  - (エ) ホームレスの人権
  - (オ) 刑を終えて出所した人等の人権
  - (カ) 新たな人権課題等

(関係法令) . . . . . 41

阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

部落差別の解消の推進に関する法律

人権教育・啓発に関する基本計画(抄)

世界人権宣言

日本国憲法(抄)

## （人権の重要課題についての経緯）

### （１）同和問題

#### 【背景・経緯】

同和問題の解決に向けた取組みは、明治4年（1871年）8月の太政官布告（いわゆる『解放令』）に始まります。しかしながら、この解放令は、単に蔑称を廃止し、身分と職業が平等にあつかわれることを明らかにしたにとどまり、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかったためその後も差別意識が根強く残りました。

昭和40年（1965年）8月には、同和対策審議会がその答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。この答申は、その後の同和対策の基礎となっており、この答申が果たした歴史的意義は大きいものがあります。

答申を踏まえ、昭和44年（1969年）には、同和対策関係の最初の特別措置法として「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

その後、この法律も含め3本の特別立法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取組みが行われてきました。

平成14年（2002年）3月末で法が失効したことに伴い、同和地区や同和関係者を対象とする特別対策を終了しました。これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、必要に応じた施策が適宜適切に実施されることとなりました。

また、地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」出された意見具申（平成8（1996年）年5月）では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘しています。

### （２）女性の人権

#### 【背景・経緯】

昭和21年（1946年）に公布された「日本国憲法」に家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されていくことになりました。

昭和54年（1979年）の国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための条約として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。日本では、これを契機に「男女雇用機会均等法」などが整備され、昭和60年（1985年）に同条約を批准しました。

平成7年（1995年）9月の「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」や、平成8年（1996年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成8年（1996年）12月には、国において「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年までの国内行動計画」が策定されました。

平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。さらに、同年、改正男女雇用機会均等法にセクシュアル・ハラスメントに関する規定が盛り込まれ、平成18年（2006年）及び平成26年（2014年）には間接差別の禁止やセクシュアル・ハラスメントの防止についての規定の強化がなされています。

平成12年（2000年）には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）が制定されました。『DV防止法』は、平成16年（2004年）の改正で「配偶者からの暴力」の定義の拡大等が、平成19年（2007年）には裁判所の「保護命令」の対象の拡充等が図られ、また平成25年（2013年）には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

さらに、平成27年（2015年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、あらゆる場への女性の参画推進が図られることとなるなど、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつあります。

### （3）子どもの人権

#### 【背景・経緯】

平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）が国連で採択され、「児童の最善の利益」の考慮など、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。

国内においては、昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることが謳われています。平成11年（1999年）に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」では、「児童の権利の擁護」が明記されました。

さらに、平成12年（2000年）制定の「児童虐待の防止等に関する法律」においても、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており実質的には子どもの権利を擁護するための法律となっています。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、「児童虐待の防止等に関する法律」及び関係法令では、これまで法改正が行われ、児童虐待防止対策の強化が図られています。平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。同年、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

### （4）高齢者の人権

#### 【背景・経緯】

これまで高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきましたが、日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は28.8%（令和2年（2020年））で、人口構造の高齢化が急速に進展

しています。その一方、国民の意識や社会のシステムの対応は、高齢化の進展の速度に比べて遅れており、高齢社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が制定され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」（平成8年（1996年）閣議決定）を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきたところであり、「新高齢社会対策大綱」（平成30年（2018年）閣議決定）では、年齢による画一化を見直したエイジレス社会（\*14）の構築、地域における生活基盤の整備による地域コミュニティの構築などが推進されており、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

また、高齢者への虐待が深刻な問題となっていたことから、平成17年（2005年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立し、平成18年（2006年）に施行されました。高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。

#### （\*14）エイジレス社会

「エイジレス社会」とは、年齢で区別することなく、すべての年代の人々が意欲や能力に応じて活躍できる社会のこと。内閣府は、平成30年（2018年）に取りまとめた「高齢社会対策大綱」の中で、高齢者の健康寿命が伸びていることもあり、これまで「支えられる側」であった高齢者が元気なうちは「支える側」に回るができるという社会の意識を変え、エイジレス社会を目指すことを宣言しました。

## （5）障がい者の人権

### 【背景・経緯】

平成21年（2009年）に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准が実現しました。

平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別が禁止されるとともに、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（\*15）を行うよう規定されました。

また、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成23年（2011年）に成立し、平成24年（2012年）から施行され、各市町村に「障害者虐待防止センター」（\*16）が設置されるなど、障がい者虐待防止のための体制整備が図られています。加えて、平成30年（2018年）から障害者総合支援法、障害者雇用促進法、児童福祉法等の改正法が施行されるなど、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化しています。

「障害者基本法」では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」、また、「障害者差別解消法」では、「障害を理由とする差別が禁止されるとともに社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮が求められている。」とされていますが、いまだ現実には、障がい者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

(\*15) 合理的配慮

障がい者が、日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために、社会の側が行う必要な改善や変更のことです。

(\*16) 障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定されました。

障害者虐待防止法に基づき、全国の市町村に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターが設置されています。

## (6) 外国人の人権

### 【背景・経緯】

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

近年における国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えていますが、就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられます。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。

これらの差別事例発生の背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

## (7) 水俣病をめぐる人権

水俣市にあるチッソ(株)（当時「新日本窒素肥料(株)」）水俣工場から、化学製品の原料（アセトアルデヒド）の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で、水俣病が発生しました。

その中には、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通して胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を有する胎児性水俣病もあります。

平成21年（2009年）に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、平成22年（2010年）から救済の受付を開始。平成26年（2014年）にはすべての判定が終了し、熊本県では3万7千人を超える方々が特別措

置法による救済を受けることになりましたが、今も『公害健康被害の補償等に関する法律』の認定申請や裁判を提起されている人もおり、相談対応や認定業務等に取り組みられています。

水俣病問題について学ぶために、「水俣市立水俣病資料館」(\*17)や「国立水俣病情報センター」(\*18)等が建設され、水俣病に関する資料やパネル・写真の展示等が行われています。水俣病資料館では、実際に水俣病やそれに伴う差別を語り継いでいる「水俣病資料館語り部の会」の皆さんの体験談を聞くこともできます。

「環境立県くまもと」づくりの担い手である熊本の子どもたちには、水俣病の歴史や事実を正しく学び、水俣病の教訓として、一度破壊された環境を取り戻すことの難しさや人権への配慮がいかに大切かをきちんと学び取り、積極的に行動し、県内外に発信していくことが求められます。

#### (\*17) 水俣市立水俣病資料館

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年(1993年)1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

#### (\*18) 国立水俣病情報センター

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年(2001年)に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学術交流等のための会議の開催等を行っています。

## (8) ハンセン病回復者及びその家族の人権

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食や入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でもありません。

ハンセン病患者を隔離する必要はありませんでしたが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策がとられ、明治40年(1907年)、『癩(らい)予防二関スル件』という法律が制定されました。この政策は、昭和28年(1953年)に改正された『らい予防法』においても、また、昭和35年(1960年)にWHO(世界保健機関)が外来治療を勧告した後も続けられました。

平成8年(1996年)の『らい予防法の廃止に関する法律』の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ハンセン病療養所入所者のハンセン病は完治していますが、ハンセン病の後遺症として身体に障がいが残っているため、依然として患者であるとの誤解が払拭されていない、という現状があります。

このような社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの方が療養所で暮らしています(全国には14の療養所があり、1,094人(令和2年(2020年)5月現在)が療養所で暮らしています)。

平成13年（2001年）5月11日、ハンセン病元患者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病元患者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

『ハンセン病問題の解決の促進に関する法律』が平成20年（2008年）6月に制定され、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の大きな3つのテーマを柱とした菊池恵楓園将来構想（国立療養所菊池恵楓園、熊本県、合志市、恵楓園の将来を考える会（入所者自治会、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団及びその支援団体等）で協議）が、平成21年（2009年）に策定され、その取組みの一つとして、平成24年（2012年）に保育所が開園、さらに令和3年（2021年）の小中一貫校の開校や令和4年（2022年）の社会交流会館リニューアルオープンなど、今後地域住民との更なる交流の促進が図られる予定です。

ハンセン病問題についての啓発は、正しい知識の普及と併せて、人間的な交流を通じて共感を呼ぶ取組みが必要であり、今後ともハンセン病回復者の方やその家族が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう、国や県、関係機関と連携して取組みを進める必要があります。

## （9）感染症・難病等をめぐる人権

### （ア）感染症をめぐる人権

#### 【背景・経緯】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、まん延のおそれがある感染症がひとたび発生すると、国民の生命や健康、更には経済など社会全体に大きな影響を与えます。このような影響を最小限に抑えるためには、感染拡大防止対策により被害を軽減しながら、医療体制の維持や社会活動の継続を図る必要があります。

感染症に対しては、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染者や家族等に対する偏見や差別意識の解消等、人権尊重の視点も重要です。

そのような考えに基づき、平成10年（1998年）には、感染者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ的確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されました。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、令和2年（2020年）に世界的に感染が拡大しました。国は、関係する法律を改正したうえで、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備し、感染拡大防止を図りました。その後、法律に基づき決定した基本的対処方針において、国は感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組みを行うことを決定しました。

しかしながら、感染者が確認された地域では、感染者やその家族、関係者に対して、職場や学校などでの心ない言動、不適切な扱いなど、人権に関わるような事例が発生しました。また、医療従事者やその家族などにも、不適切な扱いや、いやがらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷などが問題となりました。



また、HIV感染症とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV感染症が進行し、身体の免疫力が徐々に低下することによって、ニューモシスチス肺炎などのエイズに特徴的な疾患が重複して引き起こされる状態です。HIVに感染しても、多くの場合すぐには発病せず、特に何の症状もない「無症候性キャリア」と呼ばれる期間を過ごすこととなります。人によっては、この発病しない期間が数年から十数年、あるいはそれ以上とも言われており、最近では、HIVの増殖を抑える薬の開発により、発病を予防したり、遅らせることができるようになりました。

国際的な取組みの動向としては、昭和63年（1988年）、WHO（世界保健機関）が、エイズの世界的な感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的に、毎年12月1日を「World AIDS Day」（世界エイズデー）と提唱しました。平成8年（1996年）からは、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）がこの活動を継承しています。

わが国においても、UNAIDSが提唱する「World AIDS Day」に賛同し、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する偏見や差別の解消等を図ることとし、取組みを行っています。

国内の法制度としては、平成元年（1989年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行されましたが、この法律は平成11年（1999年）に廃止され、これに代わって、先に述べた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

## （イ）難病等をめぐる人権

### 【背景・経緯】

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病をいいます。難病は、経過が慢性にわたるため、経済的な問題や介護等を要する場合には家族の負担が重く、精神的な負担も大きいものとなります。また、その種類も多岐にわたるさまざまな病気の特徴や個人差があり、自立生活や生命の維持が困難なものばかりではありません。疾患により外見が変化していたり、視覚障がいや肢体不自由などによる行動上の変化があるなど、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

これまでの難病対策は、法律等に基づくものではありませんでしたが、平成27年（2015年）1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、医療費助成制度や患者の療養生活支援等に関して、法律に基づき実施されています。

また、平成17年（2005年）6月に開設された「熊本県難病相談・支援センター」

では、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談・支援の取組みが行われています。

## (10) 犯罪被害者等の人権

### 【背景・経緯】

国際的な動向としては、昭和60年（1985年）8月の国連総会において、犯罪被害者等への情報提供、適切な援助の提供、プライバシーの保護などを刑事司法機関に求めた「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されています。

国内では 三菱重工ビル爆破事件（昭和49年（1974年）8月）（\*19）を契機として犯罪の被害者及び遺族に対する経済的救済制度創設の気運が高まり、「犯罪被害者等給付金支給法」が昭和55年（1980年）5月に成立しました。

犯罪等の被害に遭った方の多くは、犯罪そのものによる直接的被害だけでなく、それに伴い生じる、精神的なショック、再び被害に遭うのではないかとといった不安などの二次被害にも苦しんでいます。

このような状況を踏まえ、国においては、犯罪被害者、その家族又は遺族の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を施行し、更に施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定（平成17年（2005年））し、現在は第3次基本計画に基づき各種施策が進められています。

熊本県では、平成15年（2003年）に設立した「（社）熊本犯罪被害者支援センター」（現：公益社団法人くまもと被害者支援センター）（\*20）において、犯罪被害者等への相談対応や支援を行うとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成に取り組まれています。

県内では様々な犯罪が発生し、誰もが犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等の立場になる可能性があります。そのため、犯罪被害を受けた場合に必要な支援が受けられるよう被害回復のための諸制度に関する情報提供や相談体制の充実、犯罪被害者等が周囲からの不適切な言動で更に傷つけられるといった二次被害を防止する必要があります。

### （\*19）三菱重工ビル爆破事件

三菱重工ビルが爆破され、8人が死亡、380人が負傷した事件です。この事件では、大勢の人が死傷しましたが、被害者の中には、労働者災害補償保険法などの公的給付を受けられる人々と全く補償を受けられない人々とが生じたことから、国の施策としての補償制度の不均衡が問題視され、犯罪被害補償の必要性が強く意識されることとなりました。

### （\*20）公益社団法人 くまもと被害者支援センター

犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケア・付添いといった直接的支援や、支援者の育成、自助グループへの援助などを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とした民間団体のことです。

## (11) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成14年（2002年）に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認め、政府認定の日本人拉致被害者17人のうち、5人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの方々については、現在も安否不明のままです。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題に対する国際的関心も高まっており、平成30年（2018年）の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が14年連続で採択されました。

平成26年（2014年）には北朝鮮において特別調査委員会が発足し、すべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が開始されましたが、発足後、北朝鮮からの調査報告はなく、北朝鮮に迅速な調査を求める状況が続いています。

熊本県では、広く拉致問題について関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に拉致問題を考える講演会やポスター・パネル展示等、様々な啓発事業を実施しています。

しかし、無理解や誤解による在日朝鮮人の方々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。

引き続き、この問題に対する正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

## （12）災害と人権

わが国では、台風や豪雨などの災害が地域に大きな被害をもたらしてきました。こうした災害では、多くの人命、身体が危険にさらされますが、高齢者や障がい者など避難の際に支援を要する方々（避難行動要支援者）は、あらかじめ避難行動要支援者を把握するとともに、情報伝達や避難誘導の方法について、個別計画（避難支援計画）を作成しておく必要があります。

また、大規模災害では、避難所に大勢の被災者が避難し、不自由な避難生活が長期化する傾向にあるため、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、などの特に配慮を必要とする人（要配慮者）が安心して避難生活を送れるよう、それぞれの特性やニーズに配慮した対応を心がける必要があります。

平成25年（2013年）の東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、市町村は、指定避難所の指定や避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるとともに、避難所における生活環境の整備に努めることとされ、国により「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されました。

避難誘導においては、個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要支援者を把握することが困難であったり、個別計画が未作成、あるいは有効活用されず、在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が困難な地域もありました。平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別計画の検討、見直

しが求められます。

平成28年（2016年）4月に発生した平成28年熊本地震では、死者272人（災害関連死を含む）、重軽傷者2,737人という甚大な被害をもたらしました。住家被害は19万8千棟を超え、一時、避難者数は18万人にも上り、避難誘導や避難所の運営について、様々な課題が明らかになりました。

避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮など、要配慮者を含めたすべての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。

平成29年（2017年）には、熊本地震後の対応に係る検証結果を踏まえ、避難所運営に関する基本的な事項をまとめた「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、各市町村の実情に応じて修正し、活用するよう促しています。

また、マニュアルの作成に当たっては、避難所運営に関するノウハウを持つNPOや災害ボランティアと連携するなど、要配慮者を含めたすべての利用者の視点を踏まえた運営体制を構築していくことが求められます。

さらに、公助はもとより、自助・共助の取組みを促進するため、各自の取り組むべき事項を明らかにするとともに、災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、学校や地域、家庭等が一体となった防災教育・啓発に取り組んでいくことが重要です。

### （13）インターネットによる人権侵害

近年、インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（\*21）等の普及により、使い方によっては、人権に関わるような問題も数多く見られるようになってきました。例えば、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、児童ポルノの流通、さらには、同和問題（部落差別）に関わる人名・地名などに関する差別的な情報の掲載、誹謗中傷など、偏見や悪意に満ちた内容も少なくありません。

そのような中、国は、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行（平成25年（2013年）一部改正）し、権利の侵害があった場合のプロバイダやサーバの管理者等の責任の範囲や、発信者情報を被害者に開示するための要件を明確化するなど、事業者による自主的な対応を促すための環境整備を行ってきました。

また、平成15年（2003年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）を施行（平成31年（2019年）一部改正）し、犯罪から児童を守る取組みも進められています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）を施行（平成30年（2018年）一部改正）し、フィルタリングサービス（\*22）の活用など青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組みも進められています。

（\*21）SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

利用者間のコミュニケーションを目的とした、フェイスブックなどの会員制サービス又はサービスを提供するウェブサイト。

#### (\*22) フィルタリングサービス

インターネットのページを一定の基準により、子ども向けの健全なサイトなど「表示してもよいもの」と、出会い系サイトやアダルトサイトなど「表示禁止のもの」などに分ける機能。

## (14) 様々な人権課題

### (ア) ハラスメント

令和2年(2020年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、「女性活躍推進法」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。

「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が法制化され、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされました。同年の厚生労働省告示「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素をすべて満たすものをいうと定義されました。

また、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正によりセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されました。

### (イ) 性的指向・性自認に関する人権

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また、「からだの性」(生物学的な性)に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。

#### ・性的指向

性的指向とは、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。この他にも、すべての性を好きになる全性愛、情愛や性的な関係を他者に対して抱かない無性愛もあります。同性愛、両性愛に対しては根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に明らかにして生活することができにくい環境にあります。

#### ・性自認

「からだの性」(生物学的な性)と「こころの性」(性自認)とが一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるためにホルモン療法

や性別適合手術等の医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。

平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更できるようになりました。（平成20年（2008年）の改正法によって条件を緩和）

この「性同一性障害」という名称は、平成30年（2018年）には世界保健機関（WHO）が発表した「国際疾病分類」（ICD-11）において、「精神疾患」の分類からはずされました。

学校においては、平成27年（2015年）に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。

また、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。教育現場での性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

## （ウ）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

このような中、平成9年（1997年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌ文化の取組みが進められてきました（令和元年（2019年）廃止）。

平成19年（2007年）には国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されました。また、国内では、平成20年（2008年）に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められました。

さらに、令和元年（2019年）には、アイヌ民族を先住民として法的に認め、アイヌ文化の振興を図る交付金制度を盛り込んだ「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ新法）が施行され、総合的なアイヌ政策が進められることとなりました。

## （エ）ホームレスの人権

ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの自立につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成14年（2002年）に施行（15年間の時限

立法・10年延長)され、それに基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成30年(2018年)に策定されました。

平成27年(2015年)に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

県においては、平成17年(2005年)からの3か年間は、ホームレス支援団体への運営費助成等、後方支援を行っていましたが、平成21年(2009年)からは、県が実施主体となって、相談支援事業や緊急一時宿泊事業等を実施しました。

平成27年(2015年)からは生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を実施し、ホームレスに対して宿泊場所や食事等の日常生活上必要なサービスを提供するとともに、生活の自立に向けた総合的な支援を行っています。

### (オ) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就労や住居の確保が難しくなるといった問題があります。また、近年、犯罪加害者家族の人権にも配慮すべきとの意見もあります。

高齢者、障がい者の中では、円滑な社会復帰ができないために、再犯に至るケースが増えたことにより、平成21年(2009年)に高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰の支援を推進する「地域生活定着支援事業」が開始され、本県においても、平成22年(2010年)に「熊本県地域生活定着支援センター」を開設し、矯正施設を退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所と協働して直ちに福祉サービス等につなげる事業を進めています。

また、平成28年(2016年)には、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を促進するとともに、県民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要となっています。

今後も、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、「社会を明るくする運動」(\*23)等を通じて、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

#### (\*23) 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

法務省が主唱し、本運動の趣旨に賛同した機関・団体の協力により推進されています。

### (カ) 新たな人権課題等

急速な少子高齢化や様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育等の機会に恵まれず社会から孤立したり、また、パワー・ハラスメントや労働者への人権侵害、災害時における被災者への対応など、社会的な問題の多くが人権問題としての側面を持っています。

今後、社会状況の変化等により生じる社会問題等は、新たな人権問題や人権課題につながる可能性があります。その時々状況に応じて人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。



# 阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日阿蘇市条例第 142 号

改正

令和 3 年 3 月 16 日阿蘇市条例第 4 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び同和对策審議会答申の精神並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の趣旨を踏まえ、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関し、市の施策及び市民の責務等について、必要な事項を定めることにより、人権尊重を基調とする差別のない明るい開かれた阿蘇市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

**第 2 条** 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに行政すべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

**第 3 条** すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

**第 4 条** 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために必要な環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、産業の振興、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、国、県及び関係団体と連携を図り、人権に関する調査等を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

**第 5 条** 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、人権教育の推進を図るとともに啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(相談体制の充実)

**第 6 条** 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、人権に関する相談に的確に応ずるための体制の整備に努めるものとする。

(審議会)

**第 7 条** 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(推進体制の充実)

**第8条** 市は、審議会の審議に基づく施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 3 月 16 日阿蘇市条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年6月29日条例第33号

## (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

## (相談体制の充実)

第4条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

## (教育及び啓発)

第5条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第6条 県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

## (県民及び事業者の責務)

第7条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるお

そのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第8条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(規制)

第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

(申出)

第10条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第11条 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第12条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年 法律第147号

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年 法律第109号

## (目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### ○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

### ○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

平成14年3月15日閣議決定（策定）

平成23年4月1日閣議決定（変更）

## 第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。

また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。

政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

## 1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。

同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及人権教育・啓発に関する基本計画及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣



に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

## 2 基本計画の策定方針と構成

### (1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の

平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。

技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、

寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

## 前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

## 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

### 国籍法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現に

これを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 国籍法

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受る権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

#### 労働基準法

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### 労働組合法

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 刑事訴訟法

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略) —